

令和6年度（2024） 保育園・認定こども園入園あんない

羽 島 市

1. 保育園とは

保育園は、保護者及び同居の親族その他の者が働いていたり病気の状態にあるなど、家庭で保育することができない児童を保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

2. 認定こども園とは

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設です。満3～5歳の児童は、保護者の働いている状況に関わりなく教育・保育を一緒に受け、保護者の就労状況等が変わっても継続して利用することができます。

3. 支給認定（教育・保育給付認定）について

子ども・子育て支援新制度に基づき保育園等の利用を希望する場合、申請手続きをしていただき、市より保育の必要性の有無や必要量の認定を受ける必要があります。

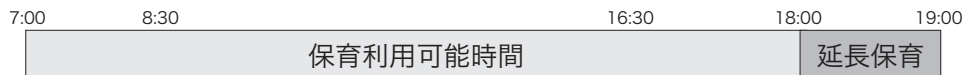
支給認定区分	対象	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の就学前子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上の子どもで、保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育園・認定こども園等
3号認定	満3歳未満の子どもで、保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育園・認定こども園・小規模保育施設等

4. 保育必要量について

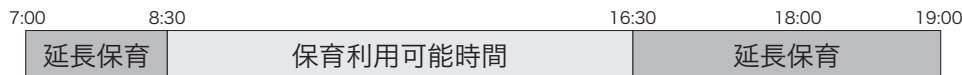
2・3号認定の場合、保護者の就労形態、利用希望時間等により保育園等の利用時間が「保育標準時間」「保育短時間」認定の2種類に区分されます。保育必要量に応じて、保育料が異なる場合があります。

〈令和5年度の場合〉

「**保育標準時間**」…1日の利用可能時間は最大11時間（7時～18時まで）になります。



「**保育短時間**」…1日の利用可能時間は最大8時間（8時半～16時半まで）になります。



※育児休業中・求職活動中は原則、保育短時間となります。
※延長保育の料金・取扱等については、各保育園等におたずねください。

5. 保育園・認定こども園等に入園できる要件（2・3号認定）

- 1 羽島市に住所がある0歳（生後2ヶ月以上）から小学校に入学するまでの乳幼児
- 2 保護者が下記のいずれかに該当し、保育を必要とする家庭であること
 - (1) 保護者が働いている（月64時間以上）
 - (2) 母親が妊娠または出産後間がない
 - (3) 保護者が病気、負傷、心身に障がいがある
 - (4) 同居の親族が長期間病気の状態にある、または心身に障がいがあるため常時その介護または看護をしなければならない
 - (5) 保護者が震災、風水害、火災等の災害の復旧に当たっている
 - (6) 求職活動をしている（※入園期間は3か月を限度とします）
 - (7) 就学している
 - (8) 虐待やDVのおそれがある
 - (9) 育児休業取得時にすでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合
 - (10) 上記(1)～(9)に類する状態にあると市長が認めたとき

※同居の親族等（60歳以上の祖父母等を除く）が児童を保育できる場合は、利用を調整することがあります。

※1号認定の場合、上記(1)～(10)に該当する必要はありません。

※保育園等の定員に余裕のない場合は、希望する保育園等へ入園できなかつたり、入園待機となる場合があるのであらかじめご了承ください。

6. 入園申込み時に必要な書類

1 施設型給付費・地域型給付費等 教育・保育給付認定申請書（児童1人につき各1部）

申請書の提出後、記載事項（住所、世帯員、勤務先等）に変更があった場合や保育必要量を変更したい場合は、直ちに「教育・保育給付認定変更届出書」または「教育・保育給付認定変更申請書」を子育て・健幸課に提出してください。（保育必要量の変更申請を20日までにした場合、翌月から変更となります。）

2 保育所等入所申込書（2・3号認定のみ・児童1人につき各1部）

3 保育を必要とすることを証明する書類（2・3号認定のみ）

※60歳未満の同居の親族、同一生計者全員について(1)または(2)を提出してください。

(1) 就労証明書（働いている場合）

正社員・パート・アルバイト・派遣・自営（農業を含む）等の方は代表者、支店長等の証明が必要です。内職の方は、事業主（代表者）の証明及び注文伝票等が必要です。

(2) 家族状況申立書（働いていない場合）

● 妊娠・出産の場合

出産予定日を記入し、母子健康手帳（表紙及び出産予定日の記入がある部分）の写しを添付してください。

● 保護者が病気・障がい等である場合

医師の診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し、又は障がいの程度がわかる書類を添付してください。

● 親族の介護・看護の場合

医師の診断書、又は介護保険証、各障害者手帳、障害福祉サービス受給者証等の写し、病気・介護・看護を必要とする書類を添付してください。

● 求職活動の場合（入園期間は3か月を限度とします。）

ハローワークの登録証等があれば写しを添付し、就労誓約を記入してください。就職が決まり次第、家族状況申立書（就労証明書）を提出してください。

● 就学の場合

在学証明書及び時間割表等を添付してください。

● その他に保育を必要とすることがわかる証明等

4 その他必要な書類

- 個人番号が確認できるもの（個人番号カード等）
- 提出される方の本人確認ができる書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）
- 遺族年金、障害年金を受給されている方……令和5年中の受給がわかる書類
- ひとり親等世帯の方で児童扶養手当を受給されている方……児童扶養手当証書の写し
- 児童、保護者、同居の親族で障害者手帳等を交付されている方がいる場合…各障害者手帳・療育手帳等の写し
- 単身赴任等で保護者の住民登録地が市外の場合…所得課税証明書・非課税証明書
※教育・保育給付認定申請書にマイナンバーの記載がある場合は不要
- 企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、児童発達支援等の利用または在籍をしている子どもが同一世帯にいる場合…その事実が確認できる書類（在籍証明書等）

7. 申込みの時期

原則として保育園等の入園は、月の初日からとなります。

①年度当初（4月初日）から入園する場合

〈第1次募集〉令和5年11月6日(月)から令和5年12月1日(金)まで
※上記期間中に申込みされた方を優先して入園手続きをおこないます。

〈第2次募集〉開始時期等は後日市ホームページ等でお知らせします。（令和6年1月中旬の予定です。）

②年度途中から入園する場合

入園を希望される保育園等の見学を済ませてから、申込みをしてください。

毎月20日が翌月入園希望者の申込み締切日です。（20日が休日の場合は、その直前の開庁日）

注添付書類に不備のある方、申込内容に虚偽があった場合、継続入園の児童の保育料に未納(滞納)がある方等は入園できない場合があります。

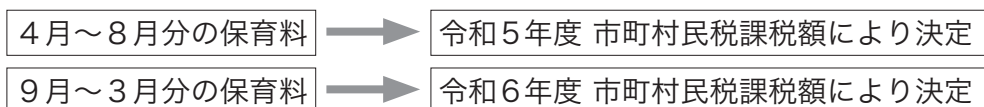
8. 入園の流れについて【4月入園の場合】※予定

- 11月 教育・保育給付認定申請書、入所申込書、就労証明書等の提出
市では、提出を受けた書類を審査します。書類に不備等がある場合には電話などで状況を確認します。
- 2月 入所決定（教育・保育給付認定証と合わせて内定通知書を郵送します。）
- 4月 入園
お子さんが施設に慣れるため、短い時間から始めること（慣らし保育）がある場合があります。詳しくは入園する施設にお尋ねください。
- 4月下旬 保育料決定（各保育園等から利用者負担額決定通知書をお渡しします。）

9. 利用者負担額（保育料）について

利用者負担額（以下、保育料といいます。）は、入園児童の「クラス年齢（4月1日時点の満年齢）」、「保護者の市町村民税課税額」及び「保育必要量」に応じて決定します。

※ただし、保護者の収入が一定額未満で非課税の場合、同居の祖父母等の市町村民税課税額で決定することがあります。



- 保育料とは別に必要となる料金（スモック、帽子、かばん等）がありますので詳細は入園を希望される保育園等にお尋ねください。
- 課税資料が期限までに提出できない場合、保育所等保育料基準額表（月額）の最高額で決定することがあります。
- 確定申告書等の提出等により、市町村民税額の更正があった場合、現年度分に限り保育料が変更になることがありますので、速やかに子育て・健幸課まで申し出てください。

下記については、参考として令和5年10月現在の保育料を掲載しています。
 令和6年度の保育料は、決定次第お知らせします。

参考

令和5年度 保育所等保育料 基準額表

● 1号認定

無料

(※ただし給食費、通園バス送迎費、行事費、延長保育等の費用は別途料金が発生します。具体的な金額については、入園を希望する施設にお尋ねください。)

※副食費について…市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯の子ども・小学校3年生以下の子どもから数えて、第3子以降の子どもは免除となります。

● 2・3号認定

【1】ひとり親世帯・在宅障害児(者)世帯等の認定世帯

階層区分	定 義	保育料 (月額)			
		3号認定 (3歳未満児)		2号認定 (3歳以上児)	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0円	0円	無料 (※ただし給食費、通園バス送迎費、行事費、延長保育等の費用は別途料金が発生します。具体的な金額については、入園を希望する施設にお尋ねください。)	
B	市町村民税非課税世帯	0円	0円		
C-1	市町村民税均等割のみ課税世帯	5,600円	5,600円		
C-2	市町村民税所得割の課税世帯	5,000円未満	5,600円		5,600円
C-3		5,000円以上48,600円未満	5,600円		5,600円
D-1		48,600円以上77,101円未満	5,600円		5,600円
D-2		77,101円以上97,000円未満	22,500円		22,200円
D-3		97,000円以上133,000円未満	25,000円		24,600円
D-4		133,000円以上169,000円未満	35,000円		34,500円
D-5		169,000円以上202,000円未満	36,000円		35,400円
D-6	202,000円以上301,000円未満	48,000円	47,200円		
D-7	301,000円以上397,000円未満	53,000円	52,100円		
	397,000円以上	62,000円	61,000円		

※副食費について…市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯の子ども・就学前の子どもから数えて第3子以降の子どもは免除となります。

【2】【1】(ひとり親世帯等)以外の世帯

階層区分	定 義	保育料 (月額)			
		3号認定 (3歳未満児)		2号認定 (3歳以上児)	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0円	0円	無料 (※ただし給食費、通園バス送迎費、行事費、延長保育等の費用は別途料金が発生します。具体的な金額については、入園を希望する施設にお尋ねください。)	
B	市町村民税非課税世帯	0円	0円		
C-1	市町村民税均等割のみ課税世帯	14,900円	14,700円		
C-2	市町村民税所得割の課税世帯	5,000円未満	15,000円		14,800円
C-3		5,000円以上48,600円未満	15,800円		15,600円
D-1		48,600円以上97,000円未満	22,500円		22,200円
D-2		97,000円以上133,000円未満	25,000円		24,600円
D-3		133,000円以上169,000円未満	35,000円		34,500円
D-4		169,000円以上202,000円未満	36,000円		35,400円
D-5		202,000円以上301,000円未満	48,000円		47,200円
D-6	301,000円以上397,000円未満	53,000円	52,100円		
D-7	397,000円以上	62,000円	61,000円		

※副食費について…市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯の子ども・就学前の子どもから数えて第3子以降の子どもは免除となります。

基準額表の注意事項（2・3号認定）

- ・幼稚園、保育所、認定こども園、特定地域型保育施設、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に在籍している就学前の子ども又は、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している就学前の子どもが同一世帯に2人以上いる場合は、**最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料になります。**ただし、市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯（ひとり親世帯等の場合は、77,101円未満）は、生計を一にする子どものうち、第1子の年齢にかかわらず、最年長の子どもから数えて、第2子は半額（ひとり親世帯等の場合は無料）、第3子以降は無料となります。さらに、市町村民税所得割額が97,000円未満の世帯に18歳までの子どもが3人以上いる場合は、第3子以降の子どもの保育料または副食費は無料となります。
- ※ひとり親・在宅障害児（者）の有する世帯等に該当するかどうかには、一定の条件があります。
- ・この表の「市町村民税所得割」は、配当控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除、外国税額控除前の税額をいいます。

10. 市内保育園・認定こども園一覧（令和5年10月現在）

園名	定員	住所	電話番号	開園時間
足近保育園	200	足近町7丁目112番地	(058)391-2272	●平日 7:00～19:00 (土曜日については各園にお尋ねください。)
小熊保育園	60	小熊町3丁目3番地	(058)391-5012	
竹鼻保育園	300	竹鼻町2802番地2	(058)392-2378	
福寿保育園※	80	福寿町本郷1245番地1	(058)391-5532	
江吉良保育園	250	江吉良町481番地	(058)391-5645	
堀津保育園	100	堀津町前谷68番地	(058)398-6103	
中島保育園	150	下中町城屋敷321番地	(058)398-6855	
まさきこども園	280	正木町坂丸2丁目30番地	(058)391-4319	
ひかり泉こども園	104	正木町新井348番地	(058)391-3852	
くわばらこども園	70	桑原町八神2253番地2	(058)398-8237	
桜花こども園	80	上中町長間1041番地	(058)391-4715	

※1号認定の利用時間等は各認定こども園にお尋ねください。

※市内保育園・認定こども園すべてにおいて延長保育・障がい児保育・一時預かりを実施しています。

※定員は、変更となる場合があります。

※福寿保育園については、令和6年4月から認定こども園となる予定です。

【問い合わせ先】羽島市役所 子育て・健幸課（TEL 058-392-1111 内線2523）
羽島市ホームページ <http://www.city.hashima.lg.jp/>

※小学校へ就学する際、幼保小連携の観点からお子さんの育成について羽島市教育委員会と情報を共有することがあります。

参考 市内幼稚園について

入園手続きや料金等につきましては直接お問い合わせください。

幼稚園名	区分	住所	電話番号
西部幼稚園	公立	福寿町本郷1丁目128番地	(058)392-6281
羽島幼稚園	私立	竹鼻町飯柄987番地1	(058)392-5601
はしま西幼稚園	私立	福寿町間島4丁目24番地	(058)392-3770

羽島市子育て関連施設マップ

